

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル 又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル 又は 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	②車いす使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	④浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車いす使用者用客室」（車いす使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、一般客室において、高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが求められている。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を設けることにより、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）の段差の解消や、フロントにおける車いす使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある

◆ 設計のポイント ◆

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者用客室を設ける。
- ・車いす使用者用客室内には、車いす使用者の円滑な利用が可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。
- ・車いす使用者用客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。
- ・車いす使用者用客室の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・車いす使用者用客室以外の一般客室においても、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとす。
- ・客室の出入口には、室名（部屋番号）をわかりやすく表示する。
- ・車いす使用者用客室や一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設ける（又は貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

2. 9. 1 客室の設計標準

(1) 車いす使用者用客室

① 設置数、配置

- ・客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設ける。
- ・客室の総数が200以下の場合は、当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は、当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の位置は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

② 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・ベッドの側面には車いす使用者が進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。

留意点：和室

- ・車いす使用者用客室が和室の場合、畳に車いす使用者が容易に移乗できるよう、畳の高さを車いすの座面の高さと同程度とする等の工夫をすることが望ましい。

③ 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所、便房及び浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。(※1)

※1 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・客室出入口の戸の取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・客室出入口のドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ操作の軽いものを設ける。

2. 9 客室

- ・客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車いす使用者の目線の高さ）程度の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホン設けることが望ましい。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

④ 部品・設備等

ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

エ. コンセント、スイッチ類

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける。
- ・コンセント、スイッチ類については2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

オ. 収納等

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とし、奥行きは45cm程度とする。

⑤ 仕上げ等

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

⑥ 便所

- ・客室内の便所には、車いす使用者が円滑に利用できる便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設ける。

（※2）

※2 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準（1）共通する事項、及び（2）車いす使用者用便房を参照。

ア. 便房の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑦ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車いす使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車いす使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

留意点：浴室までの経路

- ・車いす使用者用客室から共用の車いす使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

ア. 浴室等の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・車いすから移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽と同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

留意点：浴室等のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽への移乗のための側面のスペースが、右側面にある便房・浴室の客室等と、左側面にある便房・浴室の客室等、複数のバリエーションを設けることが望ましい。
- ・また車いす使用者用浴室のある客室の他、車いす使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。

b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす、シャワーチェア等を備える。
- ・浴室用車いすやシャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

c. 手すり

- ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いすやシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとするのが望ましい。

e. 洗面器等（洗面脱衣室に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

f. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設ける。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

(2) 一般客室

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車いす使用者用客室以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

① 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ・客室内の通路には、車いす使用者が通行できる有効幅員を確保する。有効幅員内には、冷蔵庫やテーブル等、車いす使用者の移動の支障となる設備機器や家具等を設置しない。
- ・客室内には、車いす使用者が直進し、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。ベッドの移動等、客室のレイアウト変更による対応でもよい。
- ・ベッドの側面には車いす使用者が進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型の設置を含む）により段を解消する。

留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備

- ・一人でも多く的高齢者、車いす使用者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの整備に取り組むことが望ましい。

② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

③ 部品・設備等

ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

留意点：その他の設備・備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

④ 便所

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑤ 浴室又はシャワー室

ア. 出入口の寸法

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。

イ. 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - a. 浴槽
 - ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。
 - b. シャワー
 - ・原則としてハンドシャワーとする。
 - ・シャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所ので使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
 - c. 手すり
 - ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
 - ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及びシャワーチェア等への立ち座りのための手すりを設けることが望ましい。
 - d. 浴槽及びシャワーの水栓金具
 - ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
 - ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。
 - e. 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）
 - ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

(3) 案内表示、情報伝達設備等

① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。
- ・室名表示は文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、車いす使用者の見やすさに配慮した高さに設ける。
- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照
- ・表示板については、2. 13. G. 1 案内表示を参照。

② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとする。

④ 電話機

- ・車いす使用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設ける。

⑤ 非常警報装置

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置や、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。
- ・室内信号装置については、2. 9. 4 ソフト面の工夫(4)②を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備を参照。

⑥ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設けることが望ましい。

留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。
- ・客室の電源キーの挿込みと連動している場合、電動車いすの充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

2. 9. 2 改善・改修のポイント

客室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 車いす使用者用客室

一般客室から車いす使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準(1)(3)に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車いす使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置、車いす使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

① 必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置

- ・客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。

② 車いす使用者用便房・浴室出入口の段差解消

- ・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合(既存客室より便所・浴室の床が高い場合等)には、改善・改修によって車いす使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さにあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設けることが考えられる。

留意点：既存躯体や設備配管等の確認

- ・客室の床スラブの構成(段差の有無)、階高寸法・梁の位置・梁下寸法(客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保)、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

③ 運営しながらの改善・改修実施

- ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。

(2) 一般客室

一般客室の改善・改修にあたっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるように環境を整えることが重要である。

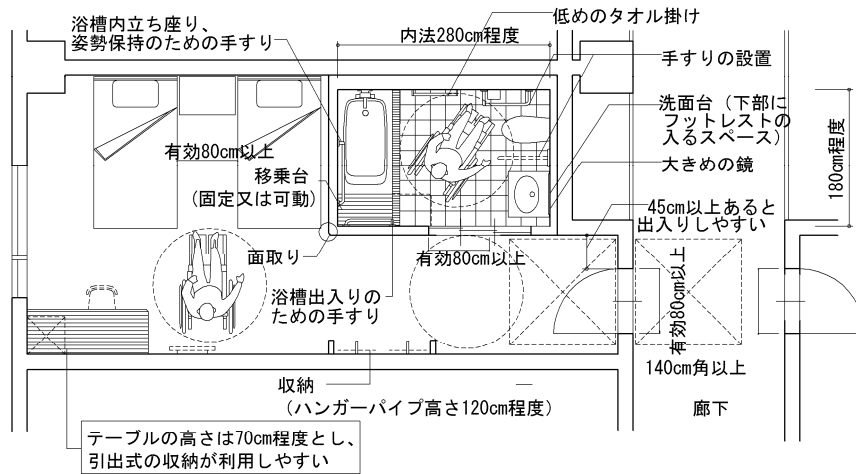
また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

- ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。
- ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。
- ・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

●客室の設計標準

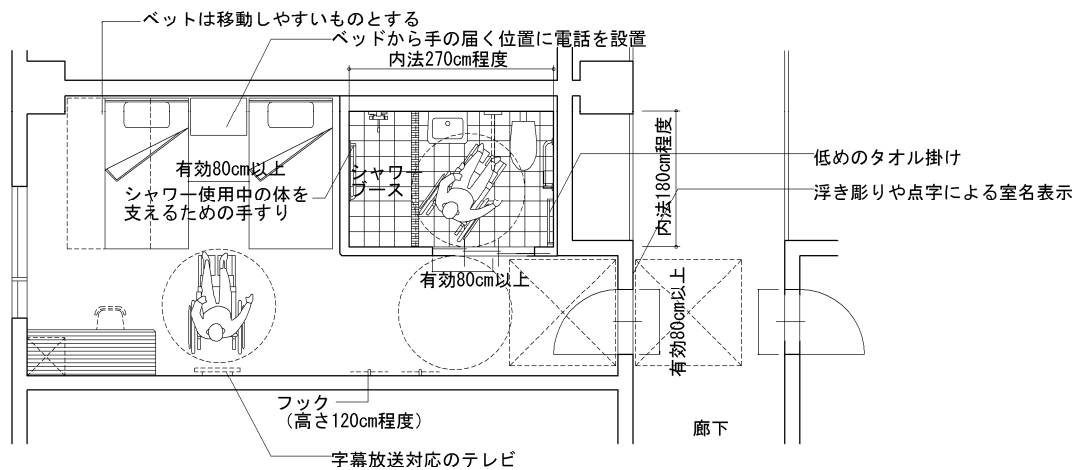
客室 1

○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例

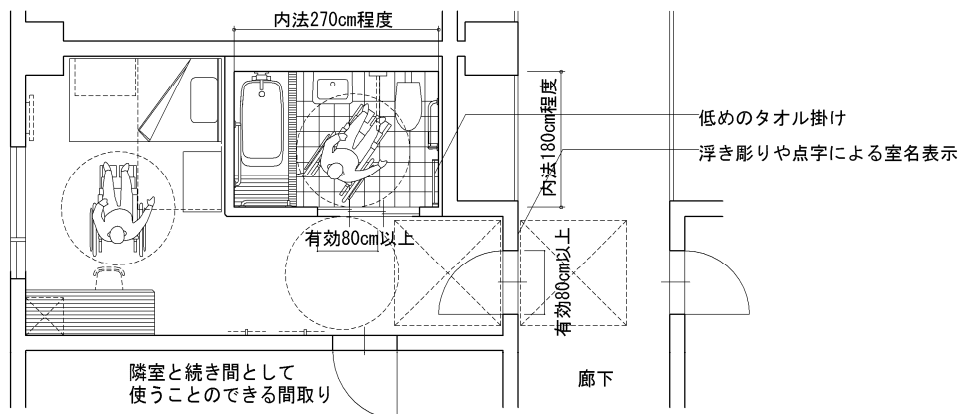


複数の車いす使用者用客室を設ける場合には、便器や浴槽のレイアウトに右移乗・左移乗のバリエーションを準備することが望ましい。

○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例

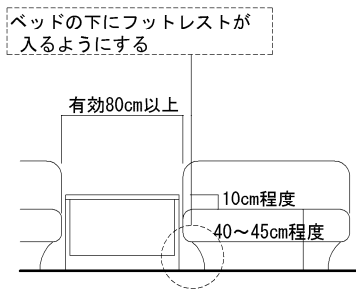


○車いす使用者用客室（シングルルーム）の例

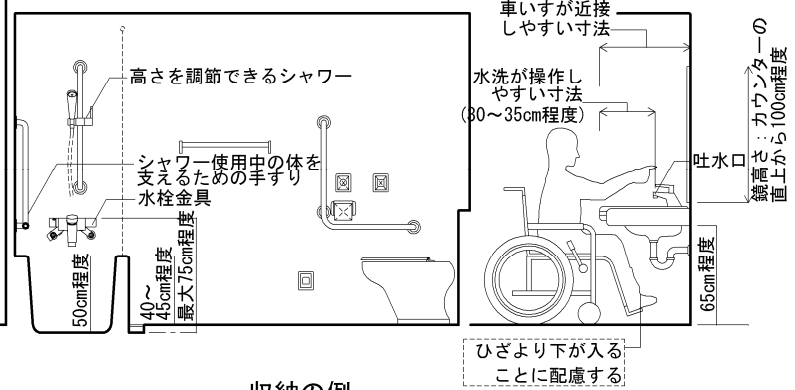


客室2

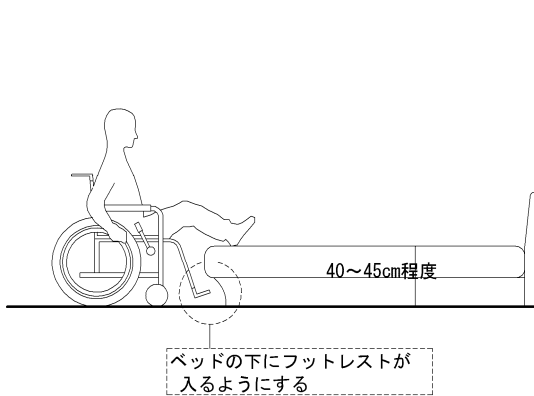
○車いす使用者用客室の例
・ベッド廻りの例



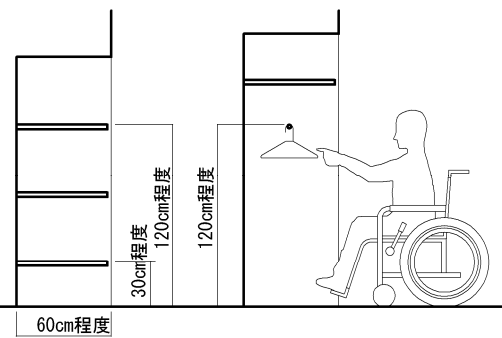
・浴室廻りの例



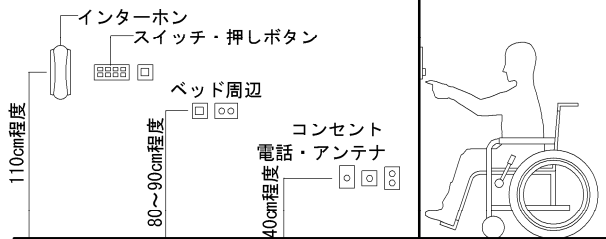
・ベッドの高さの例



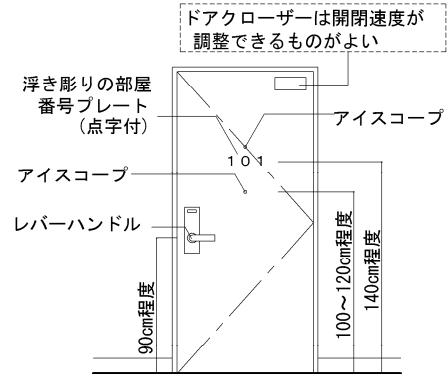
・収納の例



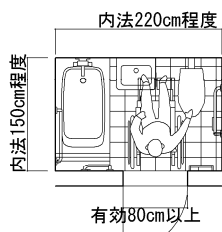
・コンセント、スイッチの高さの例



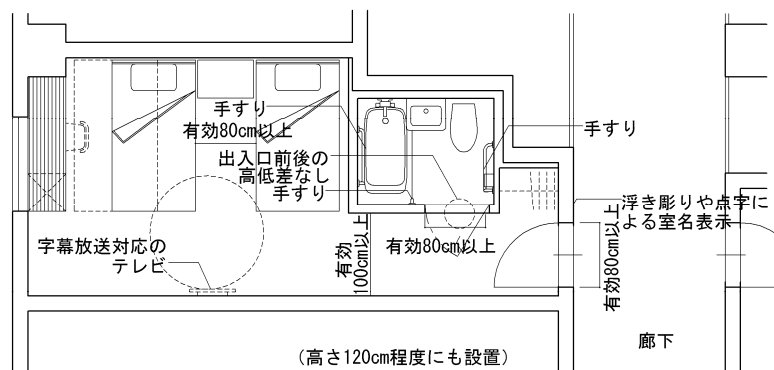
・客室出入口のドアの例



・車いす使用者用客室の水廻り室の例



○高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室(ツインルーム)の例

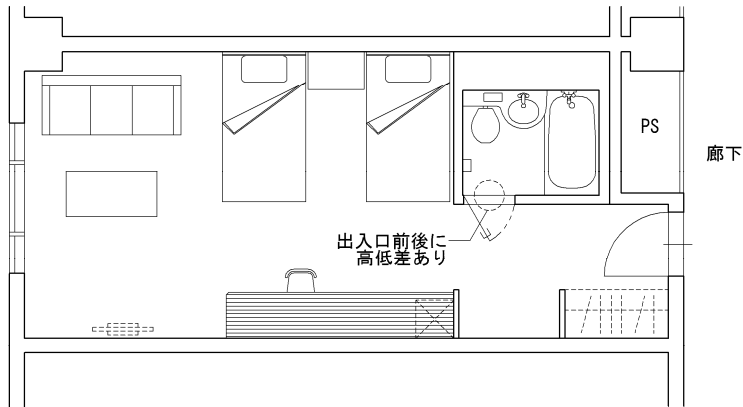


客室 3

●改善例 1
一般客室 1 室を車いす
使用者用客室 1 室に
改善する例

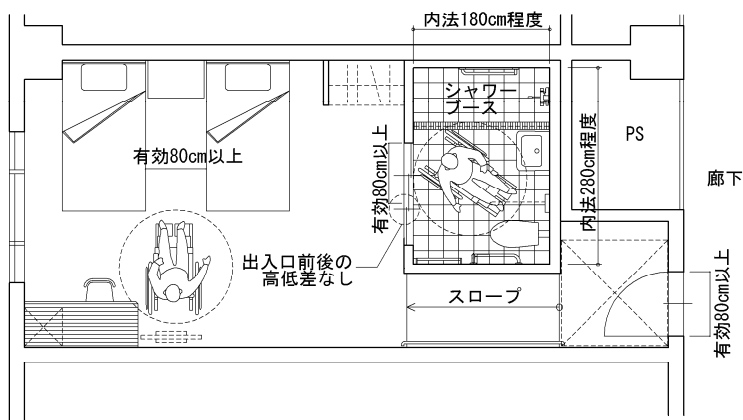
改善前

・一般客室（ツイン）1 室

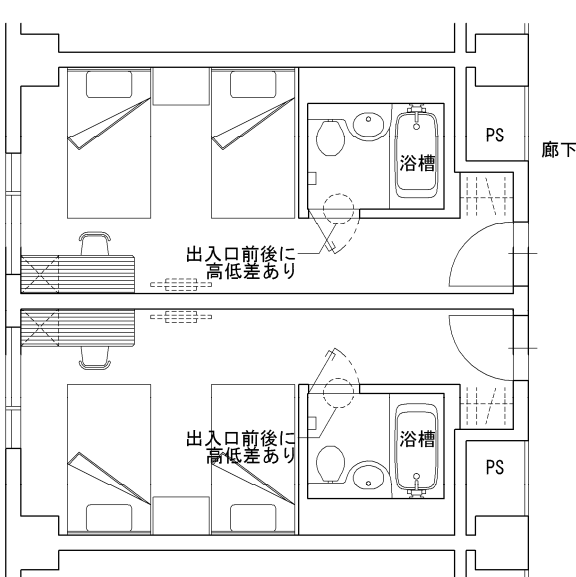


改善後

- ・車いす使用者用客室（ツイン）に改善
- ・スロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワーブースに手すりを設置

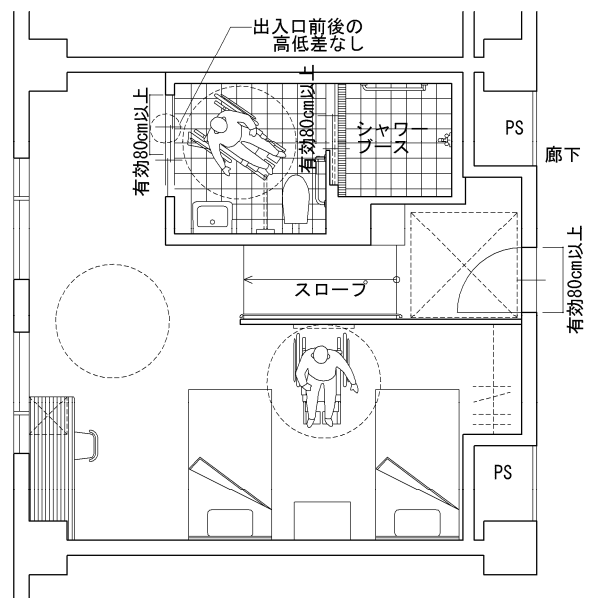


●改善例 2
一般客室 2 室を車いす使用者用客室 1 室に改善する例



改善前

・一般客室（ツイン）2 室



改善後

- ・車いす使用者用客室（ツイン）に改善（2 室間の壁（非構造壁）を撤去）
- ・スロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワーブースに手すりを設置

2. 9. 3 設計例



・車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



・車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



・車いす使用者の利用に配慮した幅員を確保した通路（出入口は引き戸、コンセントは床から約30cm、スイッチは約1mに設置。天井には聴覚障害者への情報伝達のための非常表示灯を設置）



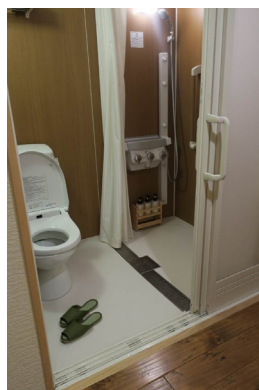
・下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保したデスク



・低い位置にハンガーパイプを設けた収納



・移乗台及び手すりを設けた浴槽



・一体的に設けられた便所、シャワー室（便所の左側には浴槽がある。引違い戸（前後の高低差なし）により、便所とシャワー室にそれぞれ直接、出入りすることができる。）



・両側に手すりを設けた便所



・下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台

2. 9. 4 ソフト面の工夫

(1) 情報提供とコミュニケーション

① 情報提供と蓄積

- ・車いす使用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況等の基本的な情報が、施設のホームページで提供されることが望ましい。
- ・利用者のニーズを把握・蓄積し、ソフト面の工夫に活かしていくことが望ましい。

② 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアロック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。

③ 電話機

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことが望ましい。

④ 非常時の情報伝達、避難

- ・火災等の非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるよう配慮する。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・車いす使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・また障害者等の宿泊する客室位置について、従業員が十分に把握しておく必要がある。

(2) 備品の対応、貸し出し

① 客室内設備の使用法等の説明

- ・視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。



・大型表示ボタン（点字表示付き）の電話機



・緊急通報ボタン（左）と、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置

留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

留意点：携帯端末の活用

- ・携帯端末等を貸し出し（あるいは聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し）、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

② 便所、浴室等の備品

- ・客室に浴室用車いす、シャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備することが望ましい。
- ・複数の方が、一度に利用することにも配慮する。

③ 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

(3) 客室の位置

- ・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。

(4) 人的対応

① フロント等での対応

- ・フロント等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

② 共用部分での配慮

- ・車いす使用者をテーブル席のあるレストランに案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。

留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。



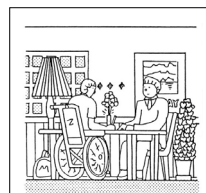
・筆談ボード：書いて消せる白板

留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

- ・宿泊機能を有する施設では、予約時・フロントにおける丁寧な説明等の人的対応の充実を図ることが望ましい。
- ・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

対応策・整備項目	利用対象者				
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者	障害者
◎予約の際に申し出があった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所への確かな申し送りをしておく	○	○	○	○	○
◎従業員は常に館内の様子を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○	○	○	○
○車いすの貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○	○	○	○	○
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する	○	○	○	○	○
◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。					
○重点事項：高齢者や障害をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。					
●補完事項：高齢者や障害をもつ人の受け入れ体制づくりにおいて、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。					

(16) 計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を目指すリゾートホテル



A 全景

富士レークホテル

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町
船津1番地
設計者 トライボッド・デザイン、
石井建築事務所
施工者 梶原工業所(客室)、
川上建設(レストラン)、
インテリアマノワ(インテリア)
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地下1階、地上6階
客室改修 7種類、23室
改修年 1999年、2001年、2002年、
2006年、2008年、2010年
客室面積 23~70㎡

このホテルは、約25年前より全国のホテル旅館業界の中で先駆け、障害者の雇用に積極的に取り組んできた。現在、従業員111名の内、3名が何らかの障害を持つスタッフである。

そのような組織土壌の中、1999年以降、高齢化社会、及び障害者と障害のない人が共生する社会へ向けて、ハードとしての建物のユニバーサル対応(バリアフリー対応)に着手することとなった。

現在、少しずつユニバーサル化(バリアフリー化)に取り組んでおり、改修工事予算を計上し、既存建物を修繕している。

	東館	西館
7階	レストラン	客室 14室
6階	バリアフリールーム 2室 露天風呂付客室(UD化)1室 その他客室 6室	客室 8室
5階	バリアフリールーム 1室 露天風呂付客室(UD化)9室	客室 8室
4階	バリアフリールーム 1室 露天風呂付客室(UD化)9室	客室 8室
3階	宴会場等	客室 1室 リニューアル和洋室(UD化)6室
2階 (ロビー階)	フロント、屋外プール、宴会場等	レークビュー貸切風呂(バリアフリー)
1階	ダイニングフロア、大浴場等	

ホテル全体案内図 色のついている部分の客室をBF・UD化している。



B 玄関前の(手すり付き)スロープ増設

2008年改修 玄関前の手すり増設、河口湖眺望露天風呂つき客室等を整備



C 露天風呂つき客室和(なごみ)



D 露天風呂つき客室コンフォート



E 露天風呂つき客室セミコンフォート

2010年改修 客室のユニバーサル・デザイン化、BF・UDに配慮した貸切風呂の整備、エレベーターホールのトイレのBF・UD化



F 介助用リフトを整備したレークビュー貸切風呂(バリアフリー)



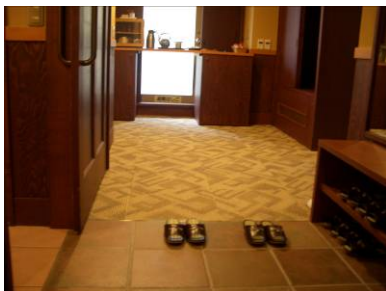
G EVホール UD化トイレ



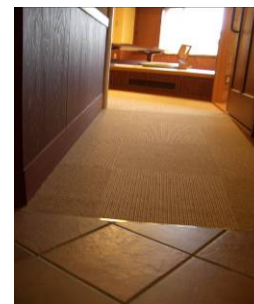
H リニューアル和洋室 トイレ

- 継続的、かつ計画的に、バリアフリー・ユニバーサルデザイン改修を行っているホテル
- 既存客室を2戸1化して改修しユニバーサル室を全 23 室整備

客室の改修



I 客室：スイートルーム (70 m²)



J 客室：スタンダードルーム (42 m²)

ダイニングの改修

- ・ 2006 年の客室（UDルーム）改修に伴い、ダイニング（総面積 1000 m²）も同時に改修し、食事場所におけるユニバーサル・デザイン化に取り組んだ。
- ・ スロープをつけて段差を解消し、バーやカラオケルームを含む1階フロア全体をユニバーサル・デザイン化した。
- ・ オストメイト対応の便所を設置した。
- ・ ハード面の改修と同時に、食事自体も、刻み食、ペースト対応、アレルギー対応などユニバーサル・デザイン化に取り組んでいる。



L 1階通路（改修後）



K ダイニング部分



M 便所（オストメイト用汚物流しを設置）

(17) バリアフリー改修や事前の情報提供、ソフト対応等により、高齢者、障害者等が快適に宿泊できるシティホテル



京王プラザホテル

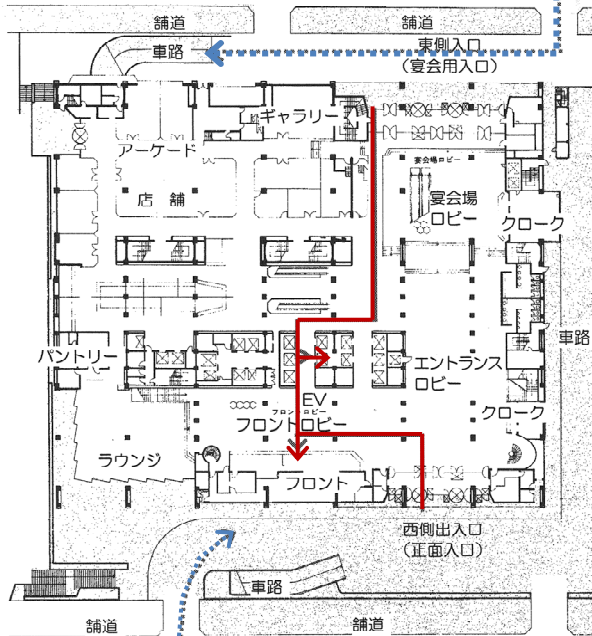
所在地 東京都新宿区
 設計者 日本設計
 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート
 階数 本館-地下2階・地上47階
 南館-地下2階・地上34階
 1988年6月車いすで利用が可能な客室15室設置
 2002年3月ユニバーサルルーム10室設置
 2004年宴会場に磁気ループシステム導入
 2007年補助犬専用トイレ新設(設計: 渥美設計事務所)
 竣工年 1971年3月、6月オープン
 延床面積 175,042.56㎡

1988年に世界リハビリテーション会議の会場となったことをきっかけに、車いすで利用が可能な客室を15室設置(現在は一般客室として使用)し、2002年3月には、利用者やバリアフリー建築専門の設計事務所の助言をもとに、ユニバーサルルーム10室を改修により設置した。

その後も機器の導入等、継続的な改善を図るほか、法施行前からの補助犬受け入れの積極的な推進や、従業員教育での「心のバリアフリー」への取り組み等、ソフト面の充実化にも取り組んでいる。

A 北側エントランス

2階北側エントランスのスロープ(増設)



B バリアフリー対応についてのホームページでの紹介

ホテルのホームページでは、車いす使用者、視覚・聴覚障害者、補助犬ユーザーへの配慮や、ユニバーサルルームの寸法や設備・備品を紹介している。

また車いす使用者が、実際にユニバーサルルーム内やホテル内を移動・利用する様子や、新宿駅西口からホテルまでの経路等を動画で紹介し、利用者への情報提供に努めている。



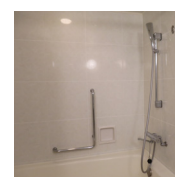
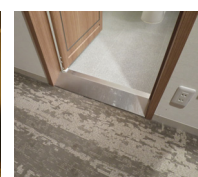
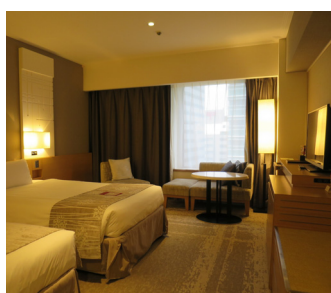
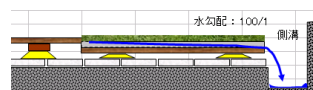
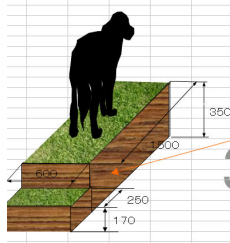
C 2階レストランフロア

高齢者や車いす使用者が利用しやすいよう、レストランの出入口は段がない、または傾斜路(写真左)や段差解消機(写真下)を設けたものとなっている。

2階のトイレには、男女共用の多機能便房が設けられている。

3階平面図

主たる利用者動線
 車動線



E 補助犬専用トイレ

敷地内に補助犬専用トイレ(人工芝の部分)を設けている。排水が側溝に流れるよう床に水勾配を設けており、シャワー設備も設けられている。

車いす使用者にも使いやすいよう、一段高い場所にも補助犬トイレを設けている。

D 一般客室

ユニットバス出入口前後の高低差は擦りつけ状の下枠により解消が図られており、浴槽には手すりが設けられている。

- バリアフリーへの数々の取り組みを集約したユニバーサルルーム
- 車いす使用者等に配慮した、エントランスやレストラン出入口の高低差解消（改修）
- ホテル及び周辺のバリアフリー対応等について、ホームページで紹介

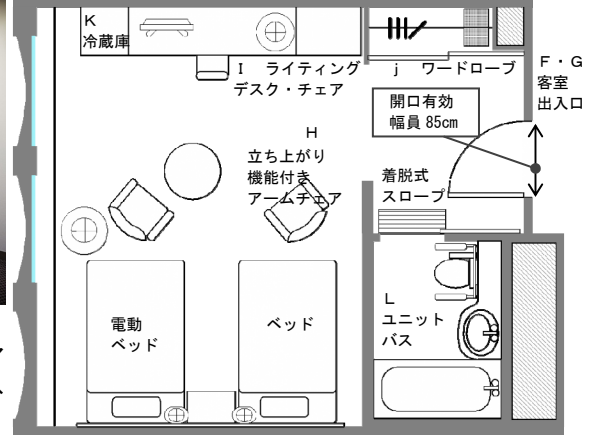
ユニバーサルルームについて



F 客室出入口 廊下側
 バーハンドルタイプのドア。約 60° まで はゆっくり閉鎖する。一般客室より低い位置に、カードキー受信機及びチャイムが設けられている。



G 客室出入口 室内側
 ゆとりあるスペースを確保し、液晶ドアスコープ、室内側カードキーのボタン・スイッチ等は低い位置に設けている。聴覚障害者への情報伝達のため、ドアノック等に反応し、通路・室内照明が点滅、ベッドのクッションが振動し、さらに洗面化粧台・ヘッドボードの表示に「来客」等の表示が出る機器を設けている。



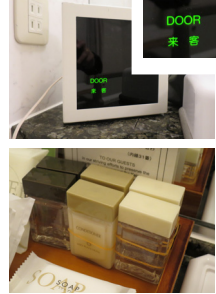
H 内部
 立ち上がり補助機能付きのアームチェア 1 脚を設けている。2 台のベッドのうち 1 台は電動ベッドだが、ホテルらしい上質なデザインとなるように配慮している。（写真左）



ヘッドボードには、聴覚障害者用表示パネルが組み込まれている。（写真右上）
 ベッドにはドアチャイムや目覚まし等を振動により伝える装置を入れたクッションがある。（写真右下）



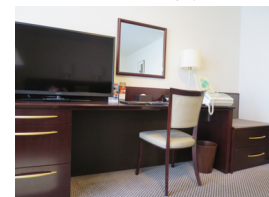
L ユニットバス



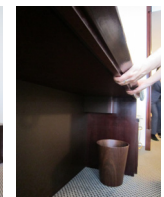
改修時にユニットバスの位置や大きさの変更はせず、設備機器の交換・手すり設置等を行ったほか、着脱式スロープを設け、出入口前後の高低差（約 6.5cm）を解消した。（写真上左・中）
 洗面台に聴覚障害者対応の室内信号装置を設置、アメニティは視覚障害者が区別ができるよう輪ゴムを巻く工夫をしている。（写真左）



J ワードローブ
 バーハンドル付の引き戸とし、車いす使用者の使いやすい低い位置にハンガーラックを設けられるようになっている。袖壁端部は引き戸の開閉時等に握りやすい R 状の形状としている。



I ライティングデスク
 車いす使用者の膝が入るよう、デスク下のスペースを確保するとともに、コンセント等をデスク手前に設置している。さらに動作時の手がかかりとなるように、端部の形状を工夫している。

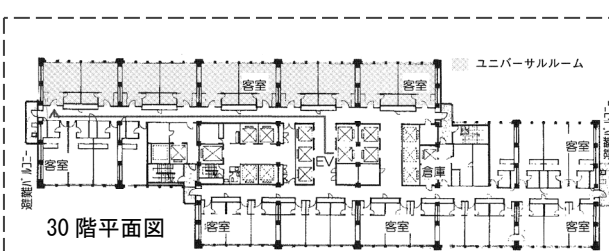


M 様々な備品

利用者の状態に合わせて取付のできる備品（タブレット等の情報伝達設備、浴槽用のマット・移乗台等、トイレの手すり・背もたれ、補助犬用のマットとポウル）を用意している。



K 冷蔵庫上の備品
 車いす使用者等がとりやすいよう、コップ等は台の手前に置いている。



1 室を先行して改修し、様々な意見を聞き反映した上で、9 室の改修を実施した。（工事期間は約 1 カ月半）
 音の出る工事中、上下階の客室は使用しなかった。

(18) 空港出発ロビーに直結し、高齢者、障害者等や海外からの来訪者も快適に利用することができるホテル

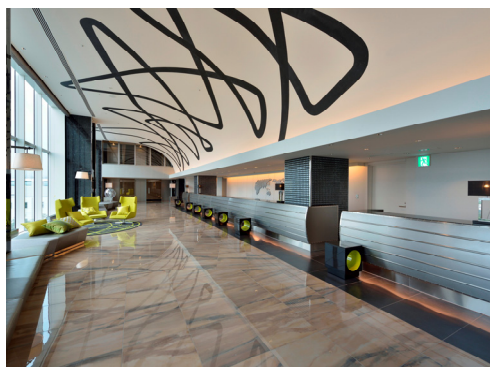


ロイヤルパークホテル ザ 羽田

所在地 東京都大田区羽田空港 2 丁目 6 番 5 号 羽田空港国際線旅客ターミナルビル内
 設計者 梓・安井・PCPJ 東京国際空港国際線旅客ターミナル設計監理共同企業体/株式会社三菱地所設計 (ホテル内装設計他)
 構造 鉄筋コンクリート造
 階数 地上 8 階
 竣工年 平成 26 年
 建築面積 2,198.61 m² (ホテル棟)
 延床面積 11,642.60 m² (ホテル用途面積)
 客室数 一般エリア: 296 室 (うちユニバーサルツイン 5 室)
 保安エリア: 17 室 (うちユニバーサルツイン 1 室)

羽田空港国際線旅客ターミナルビルに併設され、出発ロビーに直結するほか、保安エリア内に国内初のトランジットホテルを有するホテルである。

ユニバーサルルーム (ツイン) は、車いす使用者に対応しているほか、入浴用の備品の貸出し、聴覚障害者のための警報器の貸出し等を行っている。



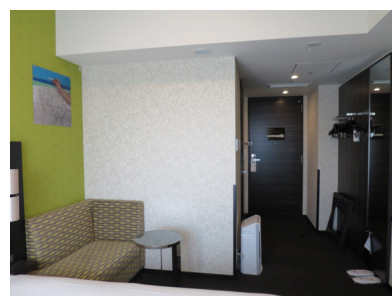
A エントランス・フロント
 エントランスは、国際線旅客ターミナルビル 3 階・出発ロビー内に位置する。



B エレベーター内の非常ボタン
 聴覚障害者が耳マークのボタンを押し続けると、係員が来るようになっている。



C 多機能便房
 車いす使用者の利用に配慮したスペース (約 2.2×3.0m カウンター含まず) に、オストメイト用設備、大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台、着替え台を備えている。



F 一般客室内部
 水廻り室前の通路は約 1.4m の幅員がある。



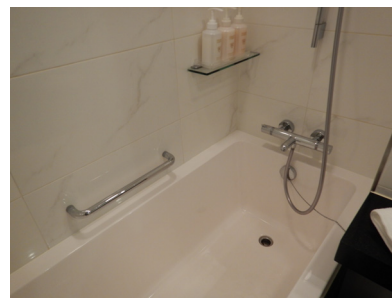
D トイレの案内表示
 点字表示が併記されている。



E 一般トイレ (女性) の便房
 両側手すりが設置された広めの便房が設けられている。



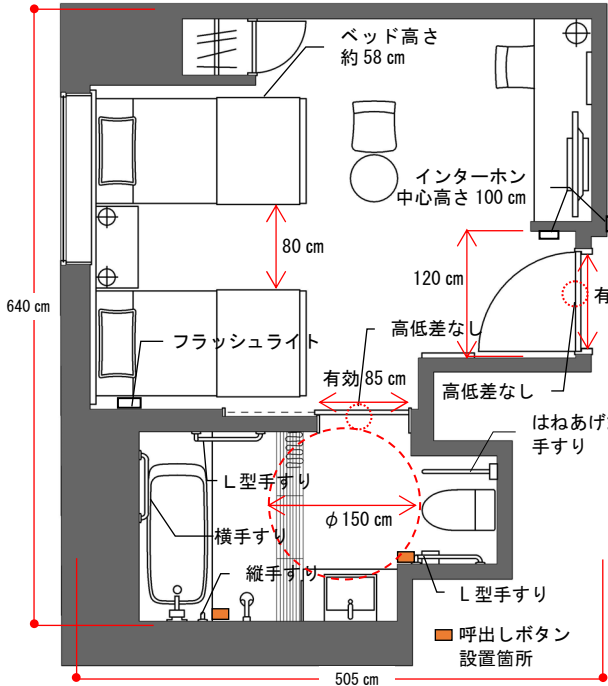
G シャワーチェア、浴槽移乗台 (バスボード) (貸出し備品)
 予約時にリクエストがあると、客室に予め設置されている。



H 一般客室の浴槽
 水廻り室の出入口には段差はない。浴槽での立ち座り姿勢を保持するための縦手すりのほか、浴槽出入りのための横手すりが設けられている。

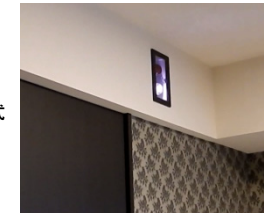
- 一般エリアに5室、保安エリアに1室のユニバーサルルームを配置
- 高齢者や聴覚障害者に対応した備品の貸出しを実施

ユニバーサルツイン平面図



I ユニバーサルルーム内部

室内及び出入口前には、車いす使用者が360°回転可能なスペースが確保されている。
内装はスタイリッシュなものとなっている。



J フラッシュライト
インターホンが押されると、フラッシュライトが光るようになっている。



K カメラ付インターホン 廊下側



N クローゼット
低い位置からハンガーを掛けることができるように、S字フックを貸し出している。



S 呼出しボタン



O 便所

L型及びはねあげ式の手すり、呼出しボタンが設けられている。



P 洗面台

下部に車いす使用者のひざが入るスペースが確保されている。



L カメラ付インターホン 室内側

一般客室はインターホンのみだが、ユニバーサルルームはカメラ付であり、室内側のモニターは、床から100cmの高さに設けられている。



Q シャワー

シャワーはハンドシャワーと天井への固定シャワーであり、浴槽に入らずにシャワー浴が可能となっている。
ハンドシャワーのシャワーヘッドは、バーに沿ってスライドし、高さが調節できるようになっている。



R 浴槽及び手すり

移乗台、浴槽での立ち座り姿勢を保持するための手すり、浴槽出入りのための手すりが設けられている。



M 貸出し備品等

ユニバーサルルームには、呼出握りボタン、火災等の非常時に客室に電話で連絡すると、点灯するライトと文字による表示機器を貸し出している。